

デジタル放送推進のための行動計画 (第4次)

2003年10月31日

地上デジタル推進全国会議

この「デジタル放送推進のための行動計画」は、総務大臣の懇談会である「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」が3次にわたりとりまとめてきたものを、今次より、「地上デジタル推進全国会議」が承継するものである。

目 次

1	基本的考え方	・・・ 1
2	デジタル放送受信機の普及促進をはじめとする関係者の具体的取組等	・・・ 2
(1)	デジタル放送受信機の普及促進	・・・ 2
ア	地上デジタル放送受信機の普及目標	
イ	衛星デジタル放送等の受信機の普及促進	
(2)	アナログ周波数変更対策の実施等について	・・・ 5
ア	アナログ周波数変更対策の進め方	
イ	地上デジタル放送の進め方	
(3)	各関係者の具体的取組	・・・ 7
ア	地上テレビ放送事業者	
イ	地上デジタルラジオ放送事業者	
ウ	B S テレビ放送事業者	
エ	C S テレビ放送事業者	
オ	ケーブルテレビ事業者	
カ	受信機メーカー、販売店等	
キ	地方公共団体	
ク	社団法人地上デジタル放送推進協会（D - P A）	
3	周知・広報活動等の推進	・・・ 12
4	政府の取組	・・・ 12
5	行動計画のフォローアップ	・・・ 13
(別表)	地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等	・・・ 14
(別添)	地上デジタル放送の周知・広報アクションプラン	・・・ 15

「デジタル放送推進のための行動計画」は、総務大臣の懇談会である「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」が2002年7月17日に「第1次行動計画」を策定し、その後2003年1月29日及び同年4月15日にそれぞれ改訂を重ねてきた。

同懇談会が終了し、その提言を受けた実施推進組織として「地上デジタル推進全国会議」が設立(2003年5月23日)されたことに伴い、同会議が「デジタル放送推進のための行動計画」を承継し、そのフォローアップ及び見直し等を行うこととなった。

この「行動計画(第4次)」は、地上デジタル推進全国会議としてとりまとめる初めての行動計画である。

1 基本的考え方

総務大臣の懇談会である「ブロードバンド時代における放送の将来像に関する懇談会」がとりまとめた「デジタル放送推進のための行動計画」において、地上デジタル放送の実施推進組織の設置が提言されたことを踏まえ、「地上デジタル推進全国会議」が2003年5月23日に設立され、「デジタル放送推進のための行動計画」を承継することとなった。

この「デジタル放送推進のための行動計画（第4次）」は、全国会議としてとりまとめる初めての行動計画であり、本計画に基づいて、全構成員が一丸となって、また、それぞれの立場で責任を持って、地上放送のデジタル化を今まで以上に強力に推進していくこととする。

政府においては、IT戦略本部が「e-Japan戦略」（2003年7月2日）において、「2011年までに、地上テレビジョン放送のデジタルへの移行を完了し、全国どこでもデジタルテレビの映像が受信できるような環境を整備する」という目標を掲げ、さらにこれを受けて、「e-Japan重点計画 - 2003」（2003年8月8日）において、「家庭におけるIT革命を支える基盤となる放送のデジタル化を推進し、関東、近畿、中京の三大広域圏では2003年12月に、その他の地域では2006年末までに地上デジタル放送を開始するため、地上放送のデジタル化に伴うアナログ周波数変更対策を講ずるとともに、デジタル放送施設の整備に対して税制・金融上の支援を行う。また、デジタル放送への円滑な移行のため、デジタル放送のメリット、スケジュール、視聴方法、アナログ放送の終了時期等について広く国民に周知を行う」ことを決定した。

これらの決定にも見られるとおり、放送のデジタル化は、これまで一方的に視聴者が受け身でサービスを享受していた視聴の形態を革命的に変革し、国民、視聴者自らが能動的に働きかける視聴スタイルを現出させ、国民に今までの放送にない高度で多彩なサービス（高精細映像、高齢者・障害者用字幕・音声放送サービス、インターネット連携の予約サービス、移動端末によるテレビ受信、サーバー型放送サービス等）を提供することにより、多大な便益をもたらすとともに、情報通信政策上も今までにない重要性を持つものであるから、国、放送事業者、メーカー等の関係者は、以下のとおり協力しつつデジタル放送普及を迅速に推進する。

2 デジタル放送受信機の普及促進をはじめとする関係者の具体的取組等

(1) デジタル放送受信機の普及促進

ア 地上デジタル放送受信機の普及目標

地上デジタルテレビ放送を受信可能なテレビ等の普及目標については、次のとおりとし、この目標の達成に向けて、国、放送事業者、メーカー等の関係者が一丸となってたゆまぬ努力を行う。

(ア) 普及目標の対象

現在の地上テレビ放送の視聴環境の維持という観点から、「家庭内で地上デジタルテレビ放送をアナログテレビ放送以上の画質で視聴するために用いられる機器」^(注)を普及目標の対象とする。

(注) 該当する機器としては、現時点では

- a 地上デジタルテレビ受信機能を持つテレビ受信機
- b アナログテレビ受信機等に接続された地上デジタルテレビ受信用セットトップボックス
- c アナログテレビ受信機等に接続された地上デジタルテレビ受信機能を持つ録画機
- d 地上デジタルテレビ受信機能を持つパソコン

などが想定されるが、将来は放送サービスの多様化や、その視聴形態の多様化に伴い、多種多様な機器が出現することが見込まれる。

(イ) 設定する普及目標

普及世帯数に関する目標

(a) 最終普及目標

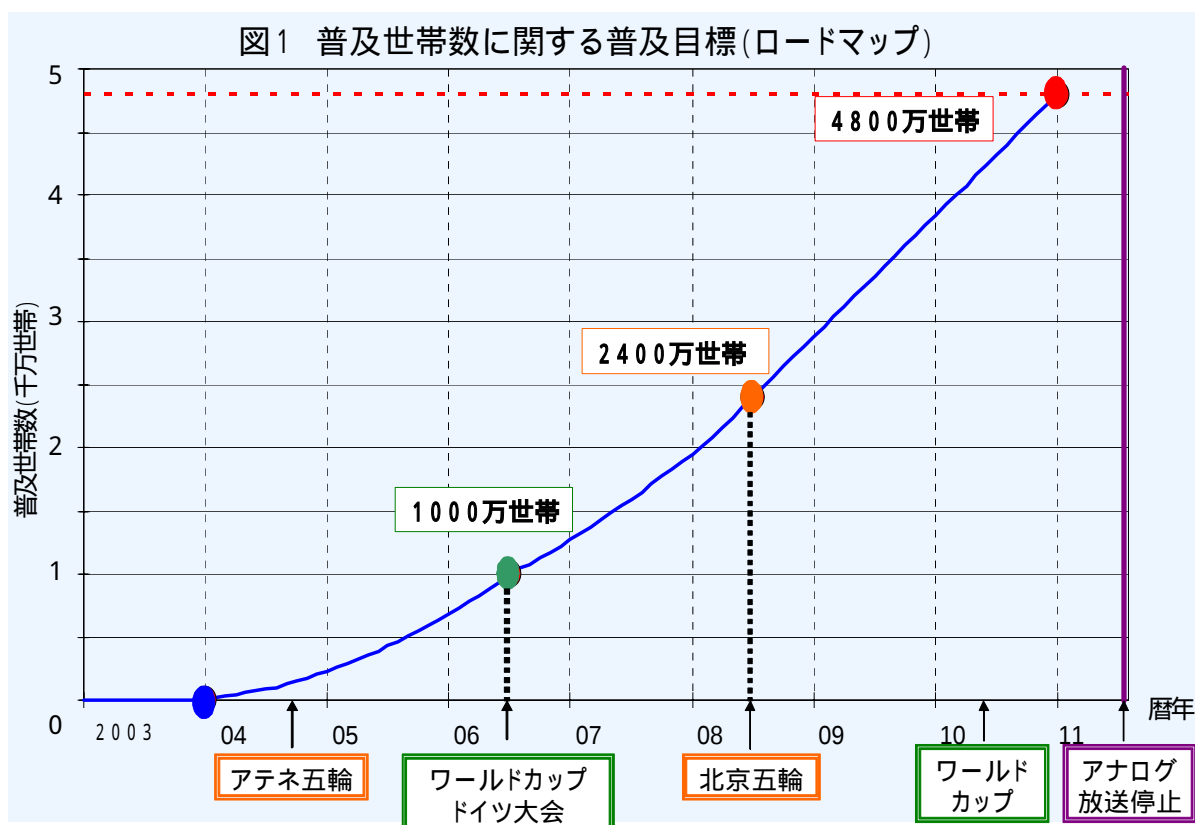
- ・ 2011年初頭までに、全世帯(4800万世帯)への普及

(b) 当面の普及目標

- ・ 2006年のワールドカップドイツ大会の時点において、1000万世帯への普及
- ・ 2008年の北京オリンピックの時点において、2400万世帯への普及

(c) ロードマップ

- ・ 図1のとおり



普及台数に関する目標

(a) 最終普及目標

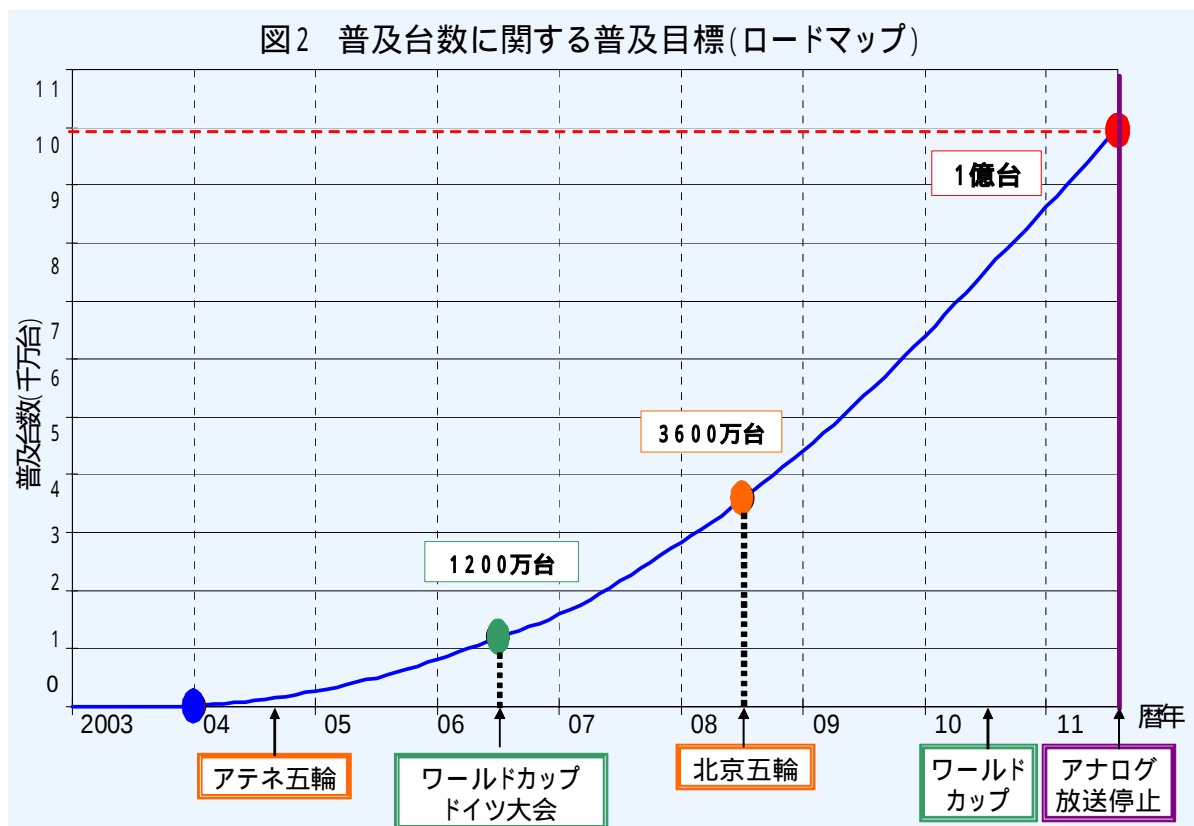
- ・地上アナログテレビ放送の停止の期限(2011年7月24日)までに、1億台の普及

(b) 当面の普及目標

- ・2006年のワールドカップドイツ大会の時点において、1200万台の普及
- ・2008年の北京オリンピックの時点において、3600万台の普及

(c) ロードマップ

- ・図2のとおり



普及台数に関する目標の達成に当たっては、過去10年間のテレビ受信機の総需要(約1億台)に匹敵する台数をおよそ7年半で普及させる(年間総需要で約1.3倍)という極めて高いハードルを越える必要がある。こうした目標の達成に向け、地上デジタル推進全国会議において具体的方策を検討し、関係者が一丸となって確実に実施する。特に、最終普及目標の達成に向けた最初のステップとなる2006年時点の普及目標の達成に向け、早急に取り組む。

(エ) 今後、当面の普及目標の設定時期である2006年及び2008年の普及の状況等を確認しつつ、視聴実態から見た普及目標の対象や達成度合いの把握方法、より充実すべき普及方策などについて検討を行い、目標達成に向けたフォローアップを行う。

イ 衛星デジタル放送等の受信機の普及促進

衛星デジタル放送、地上デジタルラジオ放送等の受信機の普及促進に積極的に取り組む。

とりわけ、地上デジタル放送に加えてBSデジタル放送と東経110度CSデジタル放送の受信も可能な共用受信機についても、そのメリットを活かした普及促進に積極的に取り組む。

(2) アナログ周波数変更対策の実施等について

ア アナログ周波数変更対策の実施について

国が進める全国各地域におけるアナログ周波数変更対策を円滑で効率的、かつ的確に実施していくべく、地上テレビ放送事業者との連携の下、三大都市圏における早期かつ集中的な対策の実施を引き続き確保しつつ、以下のような点を踏まえた取組を推進する。

(ア) 対策の着手時期

三大広域圏以外の全国の各地域でも、2006年末までの地上デジタル放送開始に向けて、原則として2004年度からデジタル親局関連の所要のアナログ周波数変更対策に着手する環境整備を進める。

対策が複雑で特に関係するアナログ周波数変更局や関連地域も多い、九州有明の長崎県「諫早局」関連のアナログ周波数変更対策についても、現在、韓国の地上デジタル放送に関連して有明地域（福岡、佐賀、長崎、熊本各県）及び山陰地域（鳥取、島根、山口各県）で行っている電波測定調査等の結果を本年10月までに得て、12月を目途として、長崎、熊本、鹿児島各県における関連するアナログ周波数変更対策から着手する。

(参考) 対策が複雑で特に関係するアナログ周波数変更局や関連地域も多い瀬戸内海の香川県「西讃岐局」関連のアナログ周波数変更対策については、2003年9月、岡山、香川、広島、愛媛各県における関連するアナログ周波数変更対策から着手したところ。

(イ) 各地域における対策の進め方等

各地域において検討、調整の上策定したアナログ周波数変更の対策工程を基本とし、これに基づいて対策を進める。

なお、その際には、2006年末までの地上デジタル放送開始に向けて、所要の対策をできるだけ速やかに完了するため、デジタル親局関連のアナログ周波数変更対策を優先して集中的に実施するものとする。

今後とも次のような取組を通じて、より円滑で効率的かつ速やかなアナログ周波数変更対策の実現に向けて一層の工夫に努める。

- ・ アナログ周波数変更対策の実施を通じて各地域で蓄積される様々なノウハウ(対策実施推進体制、対策世帯等への周知手法、対象局所の規模や周辺局所の電波状況等に応じた対策の進め方等)の共有化と有効活用
- ・ 補間波(送信側での対策)、混信キャンセラー(受信側で混信を除去する付加装置)、中継局スーパー装置の活用など効率的なアナログ周波数変更対策手法の一層の有効活用
- ・ アナログ周波数変更対策を推進していく中で、以上のような点等を通じて随時工程の見直し及び充実を図ることによる、より効率的で速やかな対策工程の実現
- ・ 技術開発、機器の開発の進展等に伴う、新たな効率的なアナログ周波数変更対策手法の継続的な検討と成果の導入・活用

(参考) 三大広域圏におけるアナログ周波数変更対策の進捗状況

2002年8月以降、まず送信側の対策が進められており、現在、約85%(214か所中181か所)に対し交付決定が行われている。また、2003年2月9日から三大広域圏で一斉に個別世帯等における受信対策が開始され、2003年9月30日現在、106地域の対策に着手し、このうち86地域、約37万世帯について対策を終了するなど、順調に推移している。

イ 地上デジタル放送の進め方について

「三大広域圏では2003年末までに、その他の地域では2006年末までに地上デジタル放送を開始し、2011年に完全移行(アナログ放送を終了)する」という基本スケジュールのもと、三大広域圏以外の地域における地上デジタル放送への円滑な移行を確保するため、以下のような点を踏まえた取組を推進する。

- (ア) 三大広域圏以外の地域においては、地上デジタル放送の早期普及に資するため、デジタル親局関連のアナログ周波数変更対策がない地域、又は当該地域における所要のアナログ周波数変更対策が完了する等状況が整っている地域において、希望する者が速やかに開局に向けた手続きや準備に着手し、早期に地上デジタル放送を開始できるよう、2003年9月16日に周波数の公示(有明、山陰を除く。)を行ったところであり、さらに、有明及び山陰の各地域についても2003年12月を目途として、デジタル親局の周波数を措置(公示)するものとする。

(イ)地上デジタル放送の電波の出し方について、特に必要な場合には、三大広域圏の場合と同様、次のような方策を講ずるものとする。

アナログ周波数変更対策の進捗状況に応じた送信出力等の調整、工夫により、可能な範囲のエリアから地上デジタル放送を開始する。

その上で、その後のアナログ周波数変更対策の進捗と併行して、順次、カバーエリアを拡大し、地上デジタル放送の速やかな普及を図る。

(3) 各関係者の具体的取組

ア 地上テレビ放送事業者

三大広域圏(関東、近畿、中京圏)では2003年12月より、その他の地域では2006年末までに地上デジタル放送を開始し、2011年にはアナログ放送からデジタル放送への移行を完了しアナログ放送を停止する、という計画に沿ってその円滑な実施に取り組む。

特に、デジタル放送開始後のアナログ周波数変更対策の進捗に合わせて、順次カバーエリアを拡大し、地上デジタル放送の速やかな普及を図る。**三大都市圏においては、次のようにカバーエリアを拡大する。**

放送開始当初段階	約1200万世帯
2004年末目途	約1700万世帯
2005年末目途	約2300万世帯

三大広域圏以外の地域においても、これらの地域における今後のアナログ周波数変更対策の進捗等を踏まえつつ、親局についてサービス開始の遅くとも半年前、かつ全体として遅くとも2006年春までにカバーエリアを公表する。

サービス開始当初においては、**50%以上の時間(1週間の放送時間中)で、高精細度放送をするものとし、その後、その比率を拡大する(特にプライムタイム(午後7時から午後11時の4時間)における比率の拡大)。**

補完データ放送、双方向番組等のデジタル放送のメリットを活かした番組についても、順次導入し、番組数の増大を図るとともに、**移動体での受信にも対応する放送サービスの開発を行い、放送方式の決定後速やかに導入目標時期を策定する。**

デジタル放送のメリットを活かした字幕放送などの**高齢者・障害者にやさしい放送サービスの充実を図る。**

イ 地上デジタルラジオ放送事業者

2003年10月に東京と大阪において、地上デジタルラジオ放送の実用化試験放送を開始し、デジタル放送のメリットを活かした多彩な番組サービスを実施するとともに、移動体向け放送の将来需要を検証し、実用化に資する。

ウ B S テレビ放送事業者

視聴者に魅力ある放送コンテンツの投入や高精細度番組、双方向番組などのデジタル放送のメリットを周知する共同キャンペーンを展開するなど、B S デジタル放送の一層の普及を図る。

2003年末までに、22スロット以上の伝送容量を用いるB S デジタル放送の番組において、プライムタイム（午後7時から午後11時の4時間）のうち、デジタル放送のメリットを十二分に活かした番組（高精細度番組を中心に、双方向番組、番組連動型データ放送などを含む。）を75%以上放送する。

B S アナログ放送に関し、アナログハイビジョンチャンネルについては2007年に、その他のチャンネルについては、地上アナログ放送が終了する時期に合わせ、2011年までに終了することとし、その終了時期が正確かつ確実な形で国民視聴者に伝わるよう十分な周知を図る。

エ C S テレビ放送事業者

デジタル放送の特徴である多チャンネルを活かし、専門性の高い放送を提供するなど視聴者のニーズにきめ細かく対応する。

プラットフォームやE P Gの機能の向上により、視聴者の個別のニーズに応じた番組選択をより容易にし、デジタル放送のメリットを活かした多彩な番組（マルチプレックス、マルチアングル放送、ペーパービュー放送、双方向番組、番組連動型データ放送など）について、番組数の増大を図るとともに、その普及を推進する。

番組に応じ、標準テレビジョン放送の広帯域使用による画質向上や高精細度放送の導入に取り組む。

プラットフォーム間の共同取組、B S デジタル放送事業者、受信機メーカー等との連携等に努め、そのサービスを国民にわかりやすいものとするなどして、C S デジタル放送についての情報提供や普及活動を行っていく。

プラットフォーム事業者は、2003年7月に公表したガイドラインに従い、委託放送事業者等に対し、より適切・効率的な業務を実施していくことを通じ、多彩なC S 放送がより円滑に行われやすくするとともに、視聴者の利益が確保されるように業務向上を図る。

オ ケーブルテレビ事業者

ケーブルテレビ事業者間のネットワーク化やヘッドエンド共用化等による事業者間の連携、H I T S（Head-end In The Sky）の導入、小規模共聴施設の統合を促進すること等により、衛星デジタル放送のデジタル再送信の拡充を図るとともに、**業務区域内における地上デジタル放送の開始に伴い可能な限り早期のデジタル再送信を図る。**

2003年3月に策定されたケーブルテレビ事業者による地上デジタル放送の再送信対応について目標値を踏まえ、地上デジタル放送のデジタル再送信を進める。

< ケーブルテレビの普及目標 >

（ア）普及目標の考え方

ケーブルテレビによる地上デジタル放送の普及目標については、トランスモジュレーション方式又はパススルー方式のデジタル再送信によって視聴可能となる世帯数を目標として設定する。

（イ）設定する普及目標

（a）最終普及目標

- ・2011年初頭までに、ケーブルテレビの全加入世帯（予測；最大約2300万世帯）において視聴可能

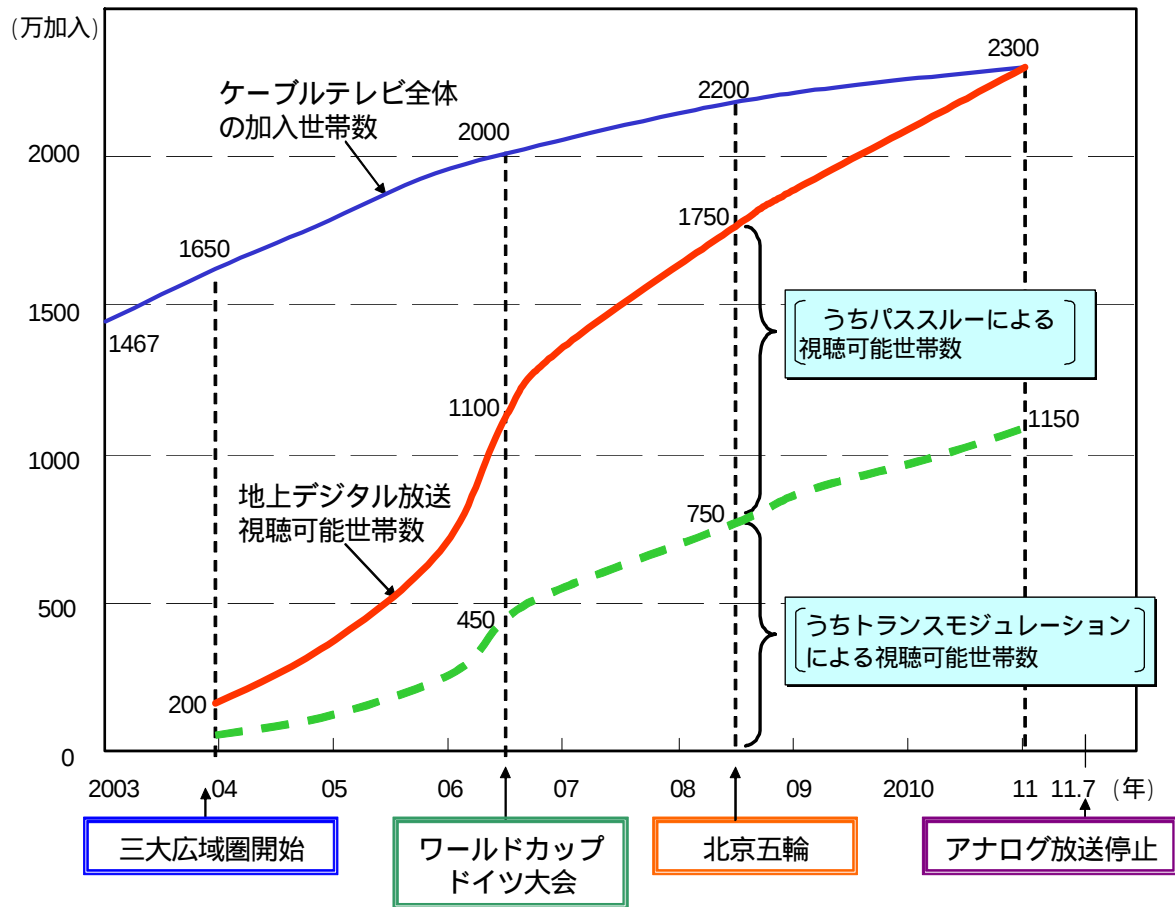
（b）当面の普及目標

- ・2004年当初において、三大広域圏内のケーブルテレビ加入世帯のうち200万世帯で視聴可能
- ・2006年のワールドカップドイツ大会の時点において、三大広域圏内のケーブルテレビ加入世帯のうち1100万世帯で視聴可能
- ・2008年の北京オリンピックの時点において、全国のケーブルテレビ加入世帯のうち1750万世帯で視聴可能

（c）ロードマップ

- ・図のとおり

図 ケーブルテレビの地上デジタル放送の普及目標（視聴可能世帯数）



（注）「トランスモジュレーションによる視聴可能世帯数」には、トランスモジュレーションとパススルーのいずれの再送信方式でも視聴可能な世帯数を含む。

（2003年3月 社団法人日本ケーブルテレビ連盟「ケーブルテレビにおける円滑な地上デジタル放送の再送信に向けて」より）

地上デジタル放送再送信の仕様の策定を踏まえ、同仕様に対応した**ケーブルテレビ用セットトップボックス**について、ケーブルテレビに対応するメーカーは速やかに市場に投入するとともに、ケーブルテレビ事業者は**その積極的な導入を図る**。

カ 受信機メーカー、販売店等

衛星デジタル放送及びデジタルケーブルテレビの普及を加速するため、これらの受信機及びセットトップボックスの一層の低廉化及び円滑な普及を図る。

狭帯域のケーブルテレビ施設における地上デジタル放送への対応を促進するため、技術標準規格を踏まえ、UHF帯域外受信機能を備えた受信機の開発・導入を進める。

地上デジタル放送の開始に合わせ、高精細度放送に対応して、衛星デジタル放送と地上デジタル放送の共用受信機を速やかに市場に投入するとともに、**低廉なデジタル放送受信機の円滑な供給を図る。**

地上デジタル放送において、放送事業者によるサービスの導入目標時期を踏まえ、移動体受信向けサービスの開始を可能とするために必要な携帯受信機の開発・導入を図る。

地上デジタル放送開始当初にあたっては、テレビ放送におけるアナログからデジタルへの円滑な移行を図るため、地上デジタルテレビ放送受信機には地上アナログテレビ放送受信機能も搭載するよう努めるとともに、その販売を推進する。

高齢者や障害者を含め、すべての視聴者にとって使いやすい受信機やリモコンの開発・供給に努める。

受信機の販売に際しては、放送普及基本計画におけるデジタル放送への移行のスケジュールやアナログ放送の終了時期に沿って、**地上及びＢＳのアナログ放送の終了時期が正確かつ確実な形で国民視聴者に伝わっていくよう、例えばカタログへの掲載や商品へのシール貼付、店頭での告知などにより適切な時期をとらえ早期に周知を行っていく。**

キ 地方公共団体

電子自治体の推進における地上デジタル放送の積極的な活用を進める。

例えば、地方公共団体の広報番組での利活用のほか、地域情報提供の実現に向け次のような課題に取り組む。

- (ア) 地域情報のデジタル化と素材データのマルチユース
- (イ) 地方公共団体の広域的連携 など

地上放送のデジタル化やアナログ周波数変更対策について、住民への周知等への協力を行う。

ク 社団法人地上デジタル放送推進協会（Ｄ－ＰＡ）

２００３年８月に設立されたＮＨＫ、民放、メーカー等から構成される「社団法人地上デジタル放送推進協会」においても、地上デジタルテレビジョン放送及びその受信の普及促進、地上デジタルテレビジョン放送に関する調査・研究、送・受信技術に関する規格化の推進、エンジニアリングサービスの運用、放送番組の著作権保護に関する関係事業者との連絡、調整、契約に関する業務などに取り組む。

3 周知・広報活動等の推進

放送のデジタル化は、視聴形態を革命的に変革し、国民に多大な便益をもたらすとともに、情報通信政策上も重要性を持つものであることから、国、放送事業者、メーカー等のあらゆる関係者が連携しながら、デジタル放送への円滑な移行のため、デジタル放送のメリット、スケジュール、視聴方法、アナログ放送の終了時期等について、国民に対する周知・広報活動を強力に推進する。**具体的な取組については、「地上デジタル放送の周知・広報アクションプラン」(別添)に沿って、より一層積極的に取り組む。**

NHK、民放、総務省から構成される全国地上デジタル放送推進協議会において、周知・広報を専門的に取り扱うために設置されたPR部会において、**共通スローガンや共通ロゴマークなど、新たに効果的な広報戦略が策定されたところであり、放送事業者だけでなく、受信機メーカー、販売店等の各関係者、団体においても、このスローガン等を積極的に活用するなど、連携して周知・広報施策を展開する。**

デジタル放送に関し、直接受信、ケーブルテレビによる再送信の受信等の視聴環境に応じた視聴方法、サービス提供エリアについて、関係者が連携して積極的にその周知に取り組む。

4 政府の取組

以上の取組の円滑な遂行に資するため、政府においては、国の方針としてのデジタル化のメリット、スケジュール等についての国民への周知・広報に加えて、**アナログ周波数変更対策の円滑な実施のほかデジタル化を円滑に進めるための積極的な支援、共同受信設備を含めたケーブルテレビデジタル化の推進、電子自治体の推進に資する地上デジタル放送を活用した行政サービス提供やブロードバンドコンテンツの著作権クリアランスに関する実証実験の実施などの施策を実施する。**

2003年8月1日に総務省内に設置された**総務大臣を本部長とする「地上デジタル放送推進本部」**においても、地上デジタル放送の円滑な実施に係る**総合的な取組を強力に推し進めていくこととする。**

なお、デジタル放送の推進には、関係省庁の一層の連携が重要である。

5 行動計画のフォローアップ

行動計画のフォローアップ

本行動計画について、着実な実施を図るとともに、可能な限り前倒しを行う方向で定期的にフォローアップを行う。

推進体制の整備

幹事会の下に「企画運営分科会」を設置し、活動方針案の作成、行動計画全体のフォローアップ等を行う。また、「普及促進分科会」を設置し、受信機の普及のフォローアップ、普及方策の検討、電子政府・電子自治体、教育等様々な分野における地上デジタル放送の活用方策の検討、使いやすいサービス及び機器のあり方の検討等を行う。

地上デジタルテレビ放送関連団体の役割等

団体名 (略称)	地上デジタル推進全国会議 (全国会議)	全国地上デジタル放送 推進協議会(全国協議会)	地上デジタル放送推進協会 (D - PA)
設立年月	2003年5月	2001年7月	2003年8月
法人格	任意団体	任意団体	社団法人
代表者	議長 山口 信夫 (日本商工会議所会頭)	会長 北川 信 (テレビ新潟放送網会長)	理事長 北川 信 (テレビ新潟放送網会長)
構成員	NHK 民放テレビ全127社 放送関連団体、メーカー 販売店、消費者団体 地方公共団体、経済団体 マスコミ、総務省等の代表	NHK 民放テレビ全127社 総務省	NHK 民放テレビ全127社 受信機メーカー 等
性 格	各界のトップリーダーにより構成され、地上デジタル放送の普及に関し、分野横断的かつ国民運動的に推進を図るための組織	放送事業者と総務省により構成され、主にアナログ周波数変換対策、デジタルへの移行に伴う諸課題についての検討を行うための組織	放送事業者、メーカー等により構成され、地上テレビジョン放送の円滑なデジタル移行と安定的な運用を図るための事業を実施する組織
役 割	○「デジタル放送推進のための行動計画」の改訂・フォローアップ ○「周知広報アクションプラン」の改訂・フォローアップ ○受信機の普及方策の検討、普及計画のフォローアップ ○その他デジタル放送の普及促進に関する各分野における検討	○アナログ周波数変更対策の進め方についての制度的・技術的検討 ○デジタル放送の進め方についての制度的・技術的検討 ○放送事業者が行う周知広報の取組について検討 検討結果を必要に応じて「全国会議」のアクションプランにも反映	○地上デジタル放送及びその受信の普及促進事業 ○地上デジタル放送の送・受信技術に関する規格化の推進 ○地上デジタル放送のエンジニアリングサービスの運用 ○地上デジタル放送番組の著作権保護に関する関係事業者等との連絡、調製、契約に関する業務

地上デジタル放送の周知・広報アクションプラン

地上デジタル推進全国会議

地上デジタル放送は、高画質、双方向性、蓄積性を活用した今までにない利便性の高い高度で多彩なサービスを実現するとともに、国民誰もが身近で簡便なテレビを通じてＩＴ社会に参加しその幅広いメリットを享受していく上での基盤となる。

また、移動受信の実現等によるユビキタスなＩＴ基盤の整備、更には情報家電市場の拡大やインターネットと連動した様々なＩＴビジネスの創出等を通じて我が国の産業活性化・経済再生に大きく寄与し、日本発の新しいＩＴ社会構築の原動力となり、我が国のＩＴ戦略上重要な意義を有するものである。

さらに、地上テレビ放送は、視聴者国民にとっても最も身近で信頼でき、国民生活に密着したメディアであることから、そのデジタル化を推進するに際しては、十分な周知を行い、必要な情報を提供する必要がある。

以上のことから、あらゆる関係機関が連携しながら、放送、新聞、ポスター、リーフレット等の各種媒体やイベント・キャンペーン、イメージキャラクターの活用、店頭ＰＲ・体験フェア等の手法を効果的に組み合わせて活用することにより、わかりやすく身近な形で、以下のような情報が速やかに国民一人一人に行き渡ることを目標に、各種の周知を繰り返し実施し、国民の幅広い理解を得ていくことが肝要である。

上記のような地上放送デジタル化の社会的意義や、視聴者にとっての具体的メリット（別紙１参照）

アナログ放送終了の時期を含むデジタル化の全体スケジュール（２００３年、２００６年、２０１１年）

各地域ごとのデジタル放送の開始時期及び放送エリアの拡大スケジュール

地上デジタル放送について、直接受信、ケーブルテレビによる再送信の受信等の視聴環境に応じた視聴方法

アナログ放送が２０１１年に終了し、アナログテレビ放送受信機が単体では放送の視聴ができなくなることを

アナログ放送が終了する２０１１年以降、アナログテレビ放送受信機を利用して地上デジタル放送を視聴するための対応（デジタルセットトップボックスの設置、アンテナ交換等）

アナログ周波数変更対策の必要性 等

このため、放送事業者、受信機メーカー、販売店、地方公共団体、政府等の関係機関が連携・協力を一層強化し、２００３年１２月の放送開始に向けて、まず、「地上デジタルテレビ放送」への関心を、年齢層や居住地域を問わず、すべての国民に持ってもらい、さらに地上デジタルテレビ放送への期待を高めていくことを目指して、次のような取組を強力に推進していく。

1 関係者の連携強化による取組

- (1) 全国地上デジタル放送推進協議会において策定された共通スローガン・共通ロゴマークを、放送事業者のみならず幅広い関係者が様々な場面で積極的に使用することにより、「地上デジタル放送開始」の浸透を図る。

〔 共通スローガン 「テレビが変わる、デジタルに変わる。」
共通ロゴマーク 「チェンジ、デジテレ。」 〕

- (2) 本年内に、CM等テレビ広告、新聞広告、リーフレット、ポスターの掲示等多角的な広報施策を展開するとともに、CEATEC(10月)放送機器展(11月)等をはじめとする大型イベントに出展し、周知施策を展開する。
- (3) 情報通信月間(5～6月)においては、全国各地でのデモンストレーション、機器展示、セミナー、講演会等を実施する。そのほか、受信機の発売開始、試験放送の開始等様々な機会を捉える等して、周知活動の強化を図る。
- (4) 各地域の地上デジタル放送推進協議会、テレビ受信向上委員会、受信環境クリーン協議会等が連携して、受信技術等に関する所要の各種セミナー、研修会等を開催し、関係者間の必要な知識・情報の共有化を進める。
- (5) デジタル放送に関し、直接受信、ケーブルテレビによる再送信の受信等の視聴環境に応じた適切な視聴方法等について、関係者が作成しているQ & Aを連携して充実させるなど、国民へのきめ細かい情報提供を行う。
- なお、「地上デジタルテレビ放送及びアナログ周波数変更対策に関するQ & A」(別紙2)については、引き続き周知・広報活動に活用する。

2 各関係者の取組

(1) 放送事業者の取組

視聴者向けお知らせ番組等において、地上放送のデジタル化の意義、地上デジタル放送の開始時期やエリア拡大、アナログ周波数変更対策の実施等に関するより具体的な取組を含め、それぞれ時機にあわせて、所要の周知を引き続き実施する。

アナログ周波数変更対策を行う所要の地域においては、スーパーインボーズを挿入するシステムを活用するなどして、対策を要する世帯に対し、放送を通じて、変更するチャンネル、変更先のチャンネル、旧チャンネルの放送終了時期などの具体的な情報の提供を地域ごとの対策実施における適切なタイミングで行うとともに、未対策世帯への再確認用チャンネルコメントなどスーパーの充実・円滑化を図り、対策を迅速・的確に推進する。

各種イベントの開催、リーフレットの作製・配布、ホームページや専用サイトの設置・活用等を通じて多角的な周知・広報活動を引き続き実施する。

視聴者相談室等の国民視聴者からの相談窓口機能を活用し、地上デジタル放送に関する各種問い合わせ、相談等により引き続き積極的に対応する。

ケーブルテレビ事業者においても、自社における地上デジタル放送の再送信開始時期、受信方法、サービス提供エリア等が具体的に決まり次第速やかに加入者に対し十分な周知を行う。

(2) 受信機メーカー、販売店等の取組

各種イベント・キャンペーン、電器店の店頭PR・体感フェアといった場において、ポスター、パンフレット、説明パネルといった店頭POPはもとより、VTR、DVD等も活用し、わかりやすく効果的なPR活動を受信機発売開始時期にあわせ、行う。

関係者と連携し、駅前、デパート、公共施設など集客の見込める場所において、受像機を使ったデモを開催するなど地域の住民がデジタル放送に触れる機会の提供を行う。

各地域ごとに、販売店の営業担当者向け研修を開催し、販売店を含め、地上デジタル放送に関する消費者からの問い合わせ、相談対応の充実に速やかに図る。

アナログテレビ放送受信機の購入者に対しては、デジタル受信機の発売開始など適切な時期をとらえ早期に受信機へのシールの貼付や説明書の同梱を行うなどして、アナログ放送終了の時期を含むスケジュールやアナログテレビ放送受信機は2011年以降、デジタルセットトップボックス等が必要となる旨の周知等適切な情報提供、説明を行う。

アナログ周波数変更対策を要する地域の販売店等においては、地域の受信対策センターからの協力依頼に応じてアナログ周波数変更対策関係の店頭周知や地域住民からの各種問合せ対応等を引き続き実施する。

以上のほか、リーフレットやホームページ等各種の広告媒体を通じた周知を積極的に行う。

(3) 社団法人地上デジタル放送推進協会（ D - P A ）の取組

放送事業者やメーカーなどが実施する周知広報活動の内容を十分に把握し、それらとあいまって、より一層の普及促進効果が得られるよう視聴者、販売店、その他各種関係団体等に対し各々の状況に即した効果的な手法・内容の周知広報活動を行う。また、マスコミ等に対しても機動的に情報提供活動を行う。

三大広域圏のエリアマップについては、全国地上デジタル放送推進協議会と連携してエリアマップを作成し、販売店、地方公共団体等関係者へ配布する。

(4) 地方公共団体の取組

地上放送のデジタル化が地域情報化の一環であるとともに身近で簡便なテレビを通じて地域住民の誰もが参加できる電子自治体の推進に資することに鑑み、地方公共団体において情報化推進担当のセクションと広報担当セクションとが連携を図り、各地域における地上放送のデジタル化に関する周知・広報を引き続き実施する。

特にアナログ周波数変更対策を要する地域の地方公共団体においては、地域の受信対策センターの行う周知と連携しながら、所要の時機に地方公共団体の広報誌や掲示板等を通じて、地域住民に対しアナログ周波数変更対策関係の各種周知を引き続き実施する。

(5) 政府の取組

国の施策としての地上放送のデジタル化の意義・必要性やアナログ放送の終了時期を含むデジタル化のスケジュール等について、ポスター、リーフレットの作製・配布、政府広報（定期刊行物、新聞等）、ホームページ、更には各種催物、イベント、集会等の場で活用できる、わかりやすく解説したV T R ・ D V D の幅広い提供等を通じて、繰り返し、所要の周知を多角的に引き続き実施する。

政府自らも地上デジタル放送の周知を目的とするイベントを適切なタイミングをとらえて引き続き開催していくとともに、周知広報施設の設置・充実を図る。

地上デジタル放送に関する受信相談体制を整備し、視聴者からの問い合わせ、相談対応の充実を図る。

(参考) 2003年3月にコールセンター(0570-07-0101)を設置した。

アナログ周波数変更対策については、個別世帯対策開始の約3か月前から、お知らせ、リーフレットの配布等により対策を要する世帯等に対し所要の周知を行い、関係機関と連携した取組を通じて、デジタル化の意義、アナログ周波数変更の必要性、当該地域での変更及び工事の内容、工事期間、給付金の申請手続き等について、事前の所要の理解と協力を得る。

また、地域の受信対策センターに電話相談窓口を設けるとともに相談員を配置し、各種の問い合わせ、照会への対応等を的確に行う。

地上放送のデジタル化による視聴者のメリット

1 鮮明な映像と高音質による臨場感豊かなサービスが利用可能に

地上アナログ放送では実現出来なかった高精細なハイビジョン映像での放送サービスが視聴できるようになる

画面は、従来の縦横比 4 : 3 から、画面を見る視界が最適となる比率といわれている 16 : 9 のワイド画面が標準となり、ワイド画面で、臨場感溢れる鮮明な映像での視聴が可能となる

音質も CD 並みのクリアで高品質な放送が実現。音声・音響が前後左右から聴こえ、あたかもその場にいるかのような圧倒的な臨場感を体験できるサービスも利用可能となる

高層建築物等からの反射波などによるゴースト（映像の二重映り）のないクリアな放送が視聴できるようになる

2 従来にない多彩な情報の入手や双方向機能等を備えた様々な利便性の高いサービスが利用可能に

通常のテレビ番組に加えて、視聴者が居住する地域の天気予報や各種生活情報、行政情報、医療福祉情報など、地上デジタル放送によるデータ放送ならではの多彩な情報にいつでもアクセスできるようになる

また、非常災害時には、データ放送によって、これまで以上にきめ細かい、地域のライフライン情報や交通情報などをいつでも見るようになるほか、後で述べる携帯端末を利用すれば、どこにいてもこうした情報に安定的にアクセスすることができるようになる

テレビ番組から関連する詳細情報へリンクし、必要な情報を入手したり、更には、インターネットに連動した双方向機能により、各種予約、テレビショッピングを楽しむことや、テレビ番組のプレゼント告知への応募、クイズ番組やアンケートなど視聴者参加型のテレビ番組への参加も簡単なリモコン操作で可能となる

(例)

(テレビ番組)

(インターネット)

紀行番組 → 気に入った温泉宿をリモコンで選択 → テレビ画面上で予約
(部屋の種類、価格等の詳細情報)